

改正 令和元年9月10日

1 趣旨

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17ならびに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項、第38条第1項および第50条第1項の規定にもとづき青梅市（以下「市」という。）が行う指導検査等（以下「指導検査等」という。）ならびに指導監査および監査（以下「監査等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 指導検査等の目的

指導検査等は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育および特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保ならびに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費および特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

3 指導検査等の方針

指導検査等は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設および法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、次に掲げる事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施するものとする。

- (1) 法第33条および法第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者および事業者（以下「設置者等」という。）の責務
- (2) 青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）に定める各基準
- (3) 青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）に定める各基準
- (4) 施設型給付費等の請求等に関する事項

4 指導検査等の形態

指導検査等の形態は集団指導および実地指導とし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導は、特定教育・保育施設等に対して、前項各号に掲げる事項に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。
- (2) 実地指導は、特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要があると認める場合に、前項各号に掲げる事項の遵守に関して、指導を行うものとする。

5 指導検査等の対象の選定

指導検査等の対象の選定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、特定教育・保育等の提供、特定教育・保育施設等の運営に関する基準、制度の改正、施設型給付費等の請求方法および過去の指導事例等にもとづく指導内容に応じて、選定するものとする。
- (2) 実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、毎年度選定するものとする。

6 集団指導の方法

集団指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知するものとする。
- (2) 市長は、特定教育・保育等の提供、特定教育・保育施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容および過去の指導事例等について講習等の方式で集団指導を行うものとする。
- (3) 市長は、前項の集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定するものとする。

7 実地指導の方法

実施指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者および準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知するものとする。
- (2) 市長は、特定教育・保育施設等の設置者等から関係書類等の閲覧および説明を求め、面談方式により実地指導を行うものとする。
- (3) 市長は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、文書で指導結果の通知を行うものとする。
- (4) 市長は、前項の規定により文書で指摘した事項については、当該特定教育・保育施設等に対し、改善報告書の提出を求めるものとする。

8 監査等への変更

市長は、実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、ただちに監査等を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正または著しい不当が認められる場合

9 監査等の目的

監査等は、特定教育・保育等の質の確保および施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

10 監査等の方針

監査等は、特定教育・保育施設等について、第8項の規定により監査等に変更した場合または第13項に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合または施設型給付費等の請求について不正もしくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合に行う。

11 監査等の対象の選定基準

監査等は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。ただし、第3号の情報にもとづく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査等を行うものとする。

(1) 実地指導において確認した情報

実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(2) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等にもとづく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、または違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等の設置者等にかかる情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生または当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身または財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

12 監査等の方法

監査等の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、監査等の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、監査等の根拠規定、目的、場所、担当者および準備すべき書類等を文書により特定教育・保育施設等に対して通知する。ただし、実地指導中において監査等への変更を行った場合または前項第3号の情報を踏まえて監査等を行う場合は、この限りではない。
- (2) 当該特定教育・保育施設にかかる教育・保育施設の認可等の権限が都知事にある特定教育・保育施設（以下「都認可等の特定教育・保育施設」）に対して指導監査を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を東京都知事（以下「都知事」という。）に対し行う。
- (3) 市長は、前項に規定する監査等の対象の選定基準を踏まえ、特定教育・保育施設等に対し、報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または市の職員に関係者に対して質問させ、もしくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に

関係のある場所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(4) 市長は、監査等の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書でその旨の通知を行うものとする。

(5) 市長は、前項の規定により文書で通知した事項については、当該特定教育・保育施設等に対し、改善報告書の提出を求めるものとする。

13 都知事への通知

市長は、都認可等の特定教育・保育施設が法第39条第2項の規定に該当する場合は、都知事に通知する。ただし、東京都と市が同時に監査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。

14 行政上の措置

市長は、監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、法第39条、第40条、第51条および第52条の規定にもとづき次の各号に掲げる必要な措置を行うものとする。

(1) 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項または第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合の措置は、次のアからウに掲げるとおりとする。

ア 当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができるものとする。

イ これに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

ウ 勧告を受けた場合において、当該特定教育・保育施設等の設置者等は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告にかかる措置を採らなかったときの措置は、次のアからウに掲げるとおりとする。

ア 当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告にかかる措置を採るべきことを命令することができる。

イ 命令を行った場合には、その旨を公示するとともに、当該施設が都認可等の特定教育・保育施設である場合には、遅滞なく、その旨を当該認可等を行った都知事に通知するものとする。

ウ 命令を受けた場合において、当該特定教育・保育施設等の設置者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第40条第1項各号および第52条第1項各号のいずれかに該当する場合の措置は、次のアおよびイに掲げるとおりとする。

ア 当該特定教育・保育施設等にかかる確認を取消し、または期間を定めてその確認の全部もしくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができるものとする。

イ 確認の取消し等をしたときは、法第41条第3項および第53条第3項の規定にもとづき、遅滞なく、当該特定教育・保育施設等の設置者等の名称等を都知事に届け出るとともに、これを公示するものとする。

15 聴聞等

監査等の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して、命令または確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査等の後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定にもとづき聴聞または弁明の機会の付与を行うものとする（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

16 重大事故が発生した特定教育・保育施設等にかかる留意点

市長は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故にかかる検証を実施した場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策について、当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認するものとする。検証の結果については、今後の指導検査等に反映させるものとする。

17 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

18 実施期日

この要綱は、平成30年3月9日から実施する。

19 経過措置

この要綱の一部改正は、令和元年9月10日から実施する。